やまぐち・くらし安心ネット通信~ 発行:山口県消費生活センター	
_{消費生活} トラブル _{情報} 相談事例	、ット広告から商品を こるトラブル アドバイス
スマートフォンで動画を視 聴していると「美肌効果抜 群」「初回限定価格」とい う化粧品の広告が流れた。 気になってすぐに 広告をタップし、 購入したが、後日 頼んでいないのに2回目の商 品発送を知らせるメールが 届き、商品が送られてきた。 一回きりのはずが定期購 入の契約をしていたようだ。	 インターネットショッピングは通信販売です! 通信販売はクーリング・オフできません!! 解約条件は基本的に契約内容に従います! 意図せぬ「定期購入」のトラブルにあわないためには、事前に契約内容を 限々まで確認しよう! 契約内容が記載された「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しています」
解約したい。 下フフルに備えよう 困ったときの消費者ホットライン「I88番」ご案内の流れ ※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です) なかる ① → 〒000-0000(7枚)を)カ た住いの地域の相談窓口	

T(郵便番号)が $\frac{\pi \pi \pi^{3}}{2}$ ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ) $\frac{\pi}{2} = \frac{\pi}{2} =$



Q.「最終確認画面をスクリーンショット(スクショ) で保存しよう!」と言われても…"スクショ"ってなに?

A.スマホの画面の表示を写真のように

そのまま画像として保存する機能です!

※保存先は多くの場合、スマホで撮った写真と同じ場所

【スクショの方法】

スマホの〈電源ボタン〉と〈音量↓ボタン〉 を同時に"素早く押す"または"長押し"

※成功した場合、画面が一瞬光るなどの反応があります。 ※機種によっては方法が異なることがあります。

【スクショの活用例】

- ・ 検索結果(地図や公式サイトなど)
- 契約、申込内容を確認する画面

※スクショしておくと後から簡単に見返すことができる!

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
 山口県消費生活センター
 ●083-924-0999(相談)
 ●083-924-2421(消費者教育)
 相談受付時間

[月~金] 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く





SNSでの情報発信

X (旧Twitter)



YouTube